

新潟リハビリテーション大学 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 新潟リハビリテーション大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「人の心の杖であれ」の精神を礎とした崇高な倫理観を備え、優れた医療人としての厳格さと慈愛を併せもつ全人教育を目指し、わが国の医療分野に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第 2 条 本学はその教育水準の維持向上を図り、その目的達成のため、本学の教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。

- 2 本学はその設置の目的に照らし、教育課程、教員組織、その他、教育研究活動の状況について、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 40 条の規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 自己点検及び評価に関する事項は別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 3 条 本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

- 2 前項に関して必要な事項は別に定める。

(学部、学科、専攻及び定員)

第 4 条 本学に医療学部を置き、学科名はリハビリテーション学科（以下「学科」という。）とする。

- 2 学科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
医療学部	リハビリテーション学科	理 学 療 法 学	40 名	160 名
		作 業 療 法 学	20 名	80 名
		リハビリテーション心理学	15 名	60 名

※附則 12 を参照のこと

(学部、学科及び専攻の教育研究上の目的)

第 5 条 前条の学部、学科及び専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 医療学部

本学の目的を踏まえ、豊かな人間性と広い見識・教養・技術を有する医療従事者及び教育研究者の育成を目的とする。

(2) リハビリテーション学科

リハビリテーション分野において、総合的・学際的な高い能力を養うことを念頭に置いた教育・研究を行うとともに、人間愛や道徳心に満ちた人間としての基本的態度を兼ね備えたリハビリテーションの専門職業人を育成することを目的とする。

(3) 理学療法学専攻

リハビリテーション医療の中でも中核となる理学療法の専門分野において、他職種と連携できる幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識をもち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね揃えた理学療法士の育成を行う。さらには障害者や高齢者だけでなく、疾病予防から健康増進に至るまでの、包括的な能力を兼ね備えた理学療法士の育成を目的とする。

(4) 作業療法学専攻

心身に障害をもつ対象者に対して応用的動作能力又は社会的適応能力を回復するために行う作業療法の知識・技術を獲得するだけでなく、その人の人生の質（クオリティ・オブ・ライフ）にまで踏み込んで考えることができる作業療法士の育成を目的とする。

(5) リハビリテーション心理学専攻

医療・保健・福祉及び教育等の領域で用いられる、対人援助の心理学理論と技術を修得・研究し、暮らしと社会の中で、人間相互の理解と共助を積極的に促進し貢献する、高い意志と知識を備えた人物を育成することを目的とする。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟リハビリテーション大学大学院学則に定める。

(附属図書館)

第7条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館について必要な事項は別に定める。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第8条 学部の標準修業年限は4年とする。

(在学期間)

第9条 学部には、8年を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、長期履修学生として認められた学生は8年を超えて12年まで在学することができる。
- 3 長期履修制度に関し、必要な事項は別に定める。

(学 年)

第10条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第11条 学年を前期、後期の2期に分ける。

- 2 前項各期の期間は、学年暦による。

(休業日)

第12条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
 - (6) 春季休業
- 2 前項第4号から6号までの休業期間は、学年暦による。
 - 3 学長は、必要がある場合は臨時に休業日を設け、若しくは休業日を変更し、又は休業日に授業を行わせることができる。

第3章 教育課程・授業科目及び履修方法等

(教育課程、授業科目)

第13条 本学の教育課程は、必修科目、選択科目に分け、これらを各年次に配当し、編成する。

- 2 各授業科目の種類及び単位は別表Iのとおりとする。

(教育方法の特例)

第14条 授業又は実習等の一部を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第15条 各授業科目の単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修

等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(卒業に必要な授業科目の履修と単位数)

第16条 リハビリテーション学科の各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は次表のとおりである。

【2020年度以降の理学療法学専攻、作業療法学専攻、
リハビリテーション心理学専攻入学者対象】

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
理学療法学	必修科目	8単位	33単位	64単位	105単位
	選択科目	13単位以上	3単位以上	5単位以上	21単位以上
	合 計	21単位以上	36単位以上	69単位以上	126単位以上
作業療法学	必修科目	8単位	33単位	67単位	108単位
	選択科目	13単位以上	3単位以上	2単位以上	18単位以上
	合 計	21単位以上	36単位以上	69単位以上	126単位以上
心 理 学 <small>リハビリテーション</small>	必修科目	10単位	12単位	30単位	52単位
	選択科目	21単位以上	29単位以上	24単位以上	74単位以上
	合 計	31単位以上	41単位以上	54単位以上	126単位以上

【2018年度～2019年度の理学療法学専攻、作業療法学専攻、
リハビリテーション心理学専攻入学者対象】

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
理学療法学	必修科目	7単位	32単位	62単位	101単位
	選択科目	15単位以上	4単位以上	6単位以上	25単位以上
	合 計	22単位以上	36単位以上	68単位以上	126単位以上
作業療法学	必修科目	7単位	29単位	68単位	104単位
	選択科目	15単位以上	4単位以上	3単位以上	22単位以上
	合 計	22単位以上	33単位以上	71単位以上	126単位以上
心 理 学 <small>リハビリテーション</small>	必修科目	10単位	12単位	30単位	52単位
	選択科目	21単位以上	29単位以上	24単位以上	74単位以上
	合 計	31単位以上	41単位以上	54単位以上	126単位以上

【2016年度～2017年度のリハビリテーション心理学専攻入学者対象】

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
心 理 学	必修科目	13 単位	28 単位	47 単位	88 単位
	選択科目	18 単位以上	16 単位以上	4 単位以上	38 単位以上
	合 計	31 単位以上	44 単位以上	51 単位以上	126 単位以上

【2014年度～2017年度の理学療法学専攻、作業療法学専攻入学者対象】

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
理 学 療 法 学	必修科目	9 単位	30 単位	63 単位	102 単位
	選択科目	13 単位以上	6 単位以上	5 単位以上	24 単位以上
	合 計	22 単位以上	36 単位以上	68 単位以上	126 単位以上
作 業 療 法 学	必修科目	9 単位	28 単位	68 単位	105 単位
	選択科目	13 単位以上	5 単位以上	3 単位以上	21 単位以上
	合 計	22 単位以上	33 単位以上	71 単位以上	126 単位以上

(学修の評価及び単位の授与)

- 第 17 条 授業科目を履修した学生に対しては、成績評価厳格化のためGPA制度を導入する。
学修の成果をA+(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)、D(60点未満)の5段階で評価し、A+、A、B、Cを合格とする。
- 2 前項に定める成績評価基準をもとに、履修単位の上限設定(CAP制)を行う。GPA制度、CAP制に関する規程は別に定める。
- 3 あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

(履修届)

- 第 18 条 学生は履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を所属学科長に提出しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

- 第 19 条 学長は、他の大学の授業科目の履修を希望する学生があるときは、教育上有益と認められた場合に限り、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により取得したものとみなし、単位を与えることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第 20 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科

における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第18条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4章 試験、卒業及び学位

(試験)

第22条 試験は履修した科目について、科目終了時に行なう。ただし、教授会の議を経て学長が特別に認めた授業科目は、この限りでない。

- 2 前項の試験のほか、教授会の議を経て学長が臨時に試験を行うことがある。
- 3 正当な理由により受験できなかった者には、教授会の議を経て学長が認めた限度内において追試験を行うことがある。

(試験の方法)

第23条 試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によってはレポート等の提出もしくは実技・口頭試験にかえることがある。

(卒業)

第24条 学長は、本学に4年以上在学し、第16条に規定する単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(学位)

第25条 学長は、前条により卒業を認定された者に対して、学士（リハビリテーション学）の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関する規定は、別に定める。

第 5 章 入学、再入学、編入学、留学、休学、転学、退学等

(入学資格)

第 26 条 本学の学部の第 1 年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又はこれに準じる者で、文部科学大臣の指定した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準じる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 4 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

(入学の時期)

第 27 条 本学の入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学長が、特別な事由があると認められた場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

(入学志願の手続き)

第 28 条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書等、所定の出願書類及び入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 29 条 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。

- 2 選考による合格者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 30 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受け、入学する意思のある者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、別表Ⅱに規定する入学金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学又は転入学)

第 31 条 医療学部リハビリテーション学科の専攻ごとの入学定員に対する入学者数に余裕があり、かつ、学生の学修に支障がないと学長が認めた場合には、当該年次の収容定員を上限として編入学または転入学を受け入れることができる。

2 学長は、編入学又は転入学を志願する者に対して、試験を行い、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

3 第 1 項及び第 2 項の規定により入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学に 1 年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(4) 本学において、前 3 号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、相当の年齢に達したもの

4 編入学又は転入学に関する規程は別に定める。

(転専攻)

第 32 条 学長は、転専攻を志願する者に対して、大学運営委員会の議を経て相当年次に転専攻を許可することがある。

2 前項の規定により転専攻できるものは、本学に在籍し所定の単位を修得した者とする。

3 転専攻に関する規程は別に定める。

(休学)

第 33 条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き 1 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

ただし、疾病の場合は医師の診断書を要する。

2 学長は、疾病その他の事由により修学が適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 34 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 9 条に定める在学期間には算入しない。

(復学)

第 35 条 休学した者が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えて願い出なければならない。

(転学)

第 36 条 他の大学等への入学または転学を志願しようとする者は、あらかじめ所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第 37 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第 8 条に定める修業年限に含めることができる。

3 第 1 項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについては、学長が別に定める。

(退学)

第 38 条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、必要書類を添えて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第 39 条 前条の規定により本学を退学した者が、再入学を希望するときは、必要書類を添えて学長に願い出て、その許可を受けた後、再入学することができる。

2 第 52 条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。

(再入学の単位数、在学年数の取扱い)

第 40 条 前条の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数等については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(除籍)

第 41 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍することがで

きる。

- (1) 第9条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第34条第1項又は第2項の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 病気その他の事由により、成業の見込みがない者
- (4) 正当な理由がなく授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第6章 入学金及び授業料等

(授業料等の金額)

第42条 学部の入学金、授業料及びその他の費用の納付金（以下、納付金という。）は別表Ⅱの通りとする。

- 2 秋卒業者並びに原級留置者の納付金については別に定める。
- 3 入学検定料については別に定める。

(納付金徴収の猶予)

第43条 経済的事由により納付金の納付が困難であつて、学業優秀と認められた者、その他やむを得ない事情があると認められた者については、授業料等の一部の納付金を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前項のほか、納付金徴収の猶予に関し、必要な事項は別に定める。

(既納の納付金の取扱い)

第44条 既納の入学金及び入学後に納付した授業料等は、原則、これを返還しない。ただし、納付金を納入した後、一定期間内に入学を辞退した者については、入学金以外の納付金を返還する。

第7章 教職員組織

(職員)

第45条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、大学事務局長ならびに事務職員を置く。

- 2 前項のほか、学部長、図書館長、学科長、専攻長、学生部長、その他必要な教職員を置く。
- 3 学長が必要と認めた場合は、特任教員、客員教員、非常勤講師を置くことができる。

(職務の分掌、選任)

第 46 条 学長、副学長、学部長、図書館長、学科長、専攻長、学生部長及び大学事務局長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、本学の最高責任者として校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 学部長は、学部の教育研究に関する事項を掌理する。
- (4) 図書館長は、図書館に関する事項を掌理する。
- (5) 学科長は、当該学科に関する事項を掌理する。
- (6) 専攻長は、当該専攻に関する事項を掌理する。
- (7) 学生部長は、学生の指導・輔導、厚生に関する事項を掌理する。
- (8) 大学事務局長は、大学事務の職務を掌理し、所属事務職員を指揮監督する。

2 前項第 1 号から第 7 号に規定する者の選任、任期その他については「学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学学長等選任規則」による。

第 8 章 大学運営委員会及び教授会等

(大学運営委員会)

第 47 条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営委員会を置く。

- 2 大学運営委員会は、学長、副学長、大学院研究科長、学部長、学生部長、学科長、専攻長、及び法人本部事務局長、大学事務局長をもって構成する。
- 3 ただし、学長が必要と認めた場合は、前項に掲げた以外の者を構成員に加えることができる。
- 4 大学運営委員会に関して必要な事項は別に定める。

(教授会)

第 48 条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、本学の専任教員をもって構成する。
- 3 教授会に関して必要な事項は別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第 49 条 本学に大学の教育研究等の状況について自ら点検・評価を行うために、自己点検・評価委員会を置く。

- 2 自己点検・評価委員会に必要な事項は別に定める。

(教員人事委員会)

第 50 条 本学に、教員の採用、昇進等に関する事項を審議するため、教員人事委員会を置く。

2 教員人事委員会に関して必要な事項は別に定める。

第 9 章 賞 罰

(表 彰)

第 51 条 学長は、その行為・業績において他の模範となる学生を、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲 戒)

第 52 条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為をした学生を、大学運営委員会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 10 章 研究生、科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生、委託生

(研究生)

第 53 条 学長は、特定の専門事項を研究するため、本学への入学を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第 54 条 学長は、特定の授業科目を履修するため、本学への入学を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、当該特定の授業科目を履修するのに十分な学力があると学長が認めた者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講生)

第 55 条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で特定の授業科目を履修するため本学への入学を志願する者があるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講生とし

て入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第 56 条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

(委託生)

第 57 条 学長は、本学において官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の事項について研修させるため、委託があるときは、選考の上、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することができる。

(研究生等の規程)

第 58 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生に係る入学、履修方法その他必要な事項は学長が別に定める。

第 11 章 雑 則

(改 廃)

第 59 条 この学則の改廃は、大学運営委員会の議を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

1. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
4. この学則は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。
5. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
6. この学則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
7. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
8. この学則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
9. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
10. この学則は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。
11. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
12. 医療学部リハビリテーション学科言語聴覚学専攻は、平成 30 年度より学生募集を停止し、対象となる学生が在籍しなくなったときに廃止する。作業療法学専攻は令和 2 年度より、入学定

員を20名に減じる。このため医療学部リハビリテーション学科の平成30年度から令和5年度までの収容定員は、次のとおりとする。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理学療法学専攻	160名	160名	160名	160名	160名	160名
作業療法学専攻	160名	160名	140名	120名	100名	80名
言語聴覚学専攻	90名	50名	25名	0名	0名	0名
リハビリテーション心理学専攻	45名	60名	60名	60名	60名	60名
合計	455名	430名	385名	340名	320名	300名

13. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
14. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
15. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

以上